

#### 4 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の認定基準の改正について

障害者等の手当の認定については、各々の障害認定基準の規定に基づき、実施されているところであるが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、精神の障害に発達障害の障害認定基準を明記し、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領の一部改正について」平成23年8月9日付障発0809第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成23年9月1日から適用）及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正について」平成23年8月9日付障発0809第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成23年9月1日から適用）を发出しておりますので、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

#### 5 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、昭和60年の「国民年金法等の一部を改正する法律」附則（経過的福祉手当）及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、毎年度、物価の変動に応じて手当額を改定してきたところである。

平成24年4月からの手当額については、平成23年の全国消費者物価指数が、平成22年の指数を0.3%程度下回る見通しであり、1月末に発表される確定値に基づき、法律の規定に従って平成24年度の手当額が引き下げられる。（政令改正予定）

また、物価スライドの特例措置については、平成12年度以降、年金と合わせて、物価下落時に据え置き措置が採られた経緯から、現在、1.7%の特例水準が生じているが、年金と同様に、本来の水準に計画的に引き下げる。今後、法律改正を行う予定である。

具体的には、平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から△0.6%、25年度△0.6%、26年度△0.5%の予定。

## 6 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金を給付する措置が平成17年4月1日から施行されているところであるが、その一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についても特段のご協力をお願いしたい。

# 企画課 監査指導室

## 1 平成24年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について

障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、かねてから格段のご協力を賜っているところであるが、平成24年度における障害保健福祉行政事務指導監査においては、近年における行政動向、当省、各都道府県、政令指定都市及び中核市の指導監査の結果並びに障害福祉サービス事業者等で発生した不祥事案等の現状を鑑み、障害福祉サービス利用者等に対する適切な処遇を確保し、関係法令・通知に基づく適正かつ厳正な執行を図る観点から、特段のご配慮をお願いしたい。

さらに、障害者自立支援法に基づく指導監査の実施においては、関係法令・通知に基づく制度の適正かつ厳正な運営の確保という観点から、特段のご配慮をお願いしたい。

### (1) 障害者自立支援法に基づく指導監査

障害者自立支援法に基づく指導監査に当たっては、同法に基づく制度の円滑かつ適正な運営が求められていることから、都道府県等においては、障害福祉サービス事業者等及び管内市町村に対して、指定事業者等による適切なサービス提供に関する適切な指導ができるよう特段のご配慮をお願いしたい。

また、当省においては、都道府県・市町村・事業者等への必要な助言、情報の提供及び調査等について別途実施計画等を定め実施することとしているので、実施に当たっては円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

### (2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に対する指導監査

特別児童扶養手当等の支給事務に対する指導監査について、都道府県におかれては、制度の適正な執行・運営を確保するため、請求書受理事務、支給要件審査（障害程度認定を含む。）、受給資格喪失時点の確認等に主眼をおいて、原則として2年に1回以上実施されたい。

また、当省が行う事務指導監査については、別途実施計画等を定め実施することとしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

### (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事務指導監査

都道府県及び指定都市におかれては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の適正な運用並びに管下の精神科病院に対する実地指導等の実施により適正な運用の推進に特段のご配慮をお願いしたい。

また、当省が行う事務指導監査については、別途実施計画等を定め公衆衛生関係行政事務指導監査として実施し、併せて、都道府県及び指定都市において行っている精神科病院に対する実地指導の検証を実施することとしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

# 企画課 自立支援振興室

## 1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

### (1) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況に応じ、各自治体が柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

各自治体においては、このような特性を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

### (2) 地域生活支援事業費補助金の平成24年度予算案について

地域生活支援事業費補助金については、平成24年度予算案において、450億円を確保したところである。

障害児・者が地域生活へ移行するための支援や安心して暮らすことができるための支援体制を整備するために、地域での相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化、成年後見制度の利用促進、児童発達支援センターの地域支援機能の強化等の事業を以下のとおり盛り込むこととしている。

#### 【市町村地域生活支援事業の新規事業等】

- ・基幹相談支援センターへの専門職員の配置（拡充）
- ・成年後見制度利用支援事業を必須事業とする（拡充）
- ・法人後見に必要な事務所設置のための初度設備整備費等の助成
- ・成年後見制度の利用を促進するための普及啓発
- ・児童発達支援センターへの専門職員の配置
- ・障害児の居場所、緊急一時預かりの場の確保

#### 【都道府県地域生活支援事業の新規事業】

- ・法人後見に必要な事務所設置のための初度設備整備費等の助成
- ・成年後見制度の利用を促進するための普及啓発 など

また、障害者自立支援法等の一部改正において地域移行支援・地域定着支援が創設されることを踏まえ、地域生活支援事業費補助金の住宅入居等支援事業（居住サポート事業）及び地域移行のための安心生活支援事業については、一部の事業を除き、来年度から地域移行支援又は地域定着支援として個別給付化されることとなるが、改正法の施行時において地域における地域移行支援・地域定着支援の実施体制が十分でない場合については、実施体制が整備されるまでの間、引き続き地域生活支援事業費補助金のメニューとして補助対象とする予定であるので、これまでの取組みが滞ることのないようご配慮をお願いする。

なお、これらの具体的な内容については、内容が固まり次第お示しする予定である。

(3) 平成24年度における特別支援事業の活用について

地域生活支援事業費補助金においては、必須事業の実施が遅れている地域への支援や実施水準に差が見られる事業への充実を図るために、特別支援事業として優先的に財政支援を行っているところであり、引き続きご活用願いたい。

なお、具体的な取扱いは、予算成立後にお示しすることとしているが、基本的には本年度と同様、各自治体からの協議により行う予定である。

(4) 必須事業未実施市町村に対する支援について

移動支援事業やコミュニケーション支援事業等の必須事業を未だ実施していない市町村においては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者等のニーズに即したサービスの確保をお願いするとともに、各都道府県においては、管内の市町村に対する支援をお願いしたい。

(5) 地域生活支援事業の適正な実施について

地域生活支援事業の適正な実施については、昨年の部局長会議等において、事業者に対する計画的な指導等の実施をお願いしたところであるが、その後も移動支援事業の不正請求事案が生じていた旨の報告を受けている。引き続き事業者に対し計画的な指導をお願いしたい。

(6) 地域生活支援事業における利用者負担の取扱いについて

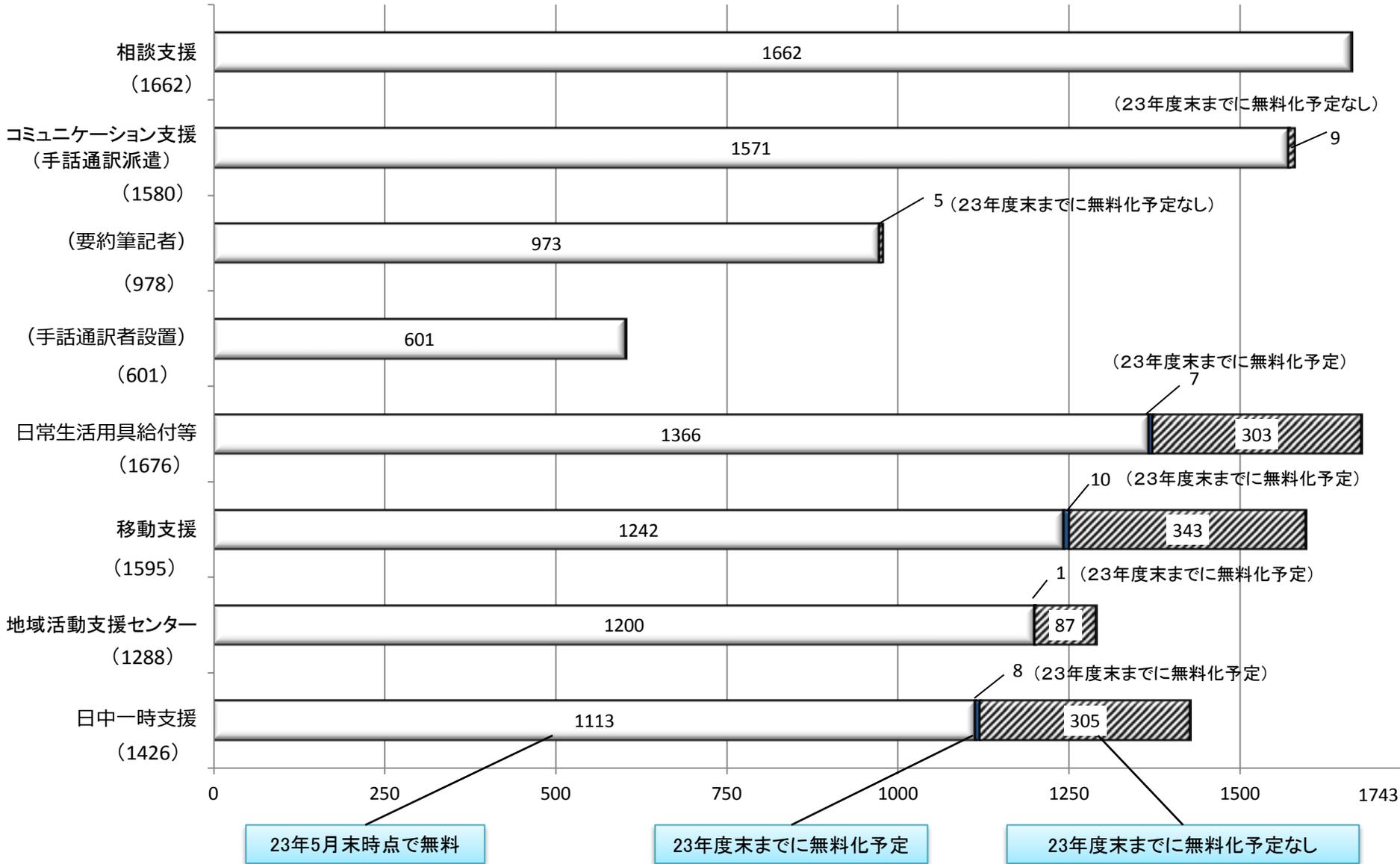
平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、昨年の部局長会議等において検討をお願いしたところである。

また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の成立により、平成24年4月から、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上も明確化されたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いも踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担の取扱いについて検討をお願いしたい。

特に、コミュニケーション支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続きサービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

# 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成23年度)



23年5月末時点で無料

23年度末までに無料化予定

23年度末までに無料化予定なし

※1 各自治体からの報告に基づき厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において集計したもの。  
 ※2 数値は市町村数  
 ※3 広域連合5市町村は1市町村としてカウントしている。

## (7) コミュニケーション支援事業について

### ① コミュニケーション支援事業の推進について

コミュニケーション支援事業については、法律上必須事業としているにもかかわらず実施していない市町村が約4分の1ある状況(平成22年3月31日現在)となっている。

なお、個別の事業ごとでは、手話通訳者設置事業は約7割の市町村が未実施であり、要約筆記者派遣事業については約5割の市町村が未実施という状況である。

コミュニケーション支援事業については、市町村圏域を越えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、市町村圏域を越えて手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業に対しては、地域生活支援事業の特別支援事業(「コミュニケーション支援充実強化事業」)として優先的に支援することとしている。

また、コミュニケーション支援事業の円滑な実施には人材の養成が重要であることから、地域生活支援事業の特別支援事業である「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」、「コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業」については、引き続き優先的に支援するとともに、平成24年度予算案においては、社会福祉法人全国手話研修センターにおける手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修を全国各地で実施できる体制とする予定であるので、積極的に受講者を派遣するなどご配慮願いたい。

各都道府県・市町村においては、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)(以下「改正法」という。)第22条第1項において「国及び地方公共団体は、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない」とされたことも踏まえ、これらの事業を有効に活用し、広域利用体制を整備するとともに、併せて、未実施市町村の早期解消を進めることにより、コミュニケーション支援事業の一層の推進を図られるようお願いしたい。

### ② 要約筆記者の養成について

要約筆記者派遣事業については、奉仕員養成事業において「要約筆記者奉仕員」として登録された者を派遣することとしていたが、平成23年度から新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することが可能となったところである。

要約筆記者の養成や指導者養成については、地域生活支援事業の特別支援事業である「要約筆記者養成ステップアップ研修事業」や「要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業」において優先的に支援することとしているので、各都道府県・市町村においては、これらの事業を積極的に活用することにより、要約筆記者の養成や指導者養成を一層推進されるようお願いしたい。

## (8) 日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取り組みにより、平成21年度実績でほぼ100%の実施率に達しているところである。

本事業については、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に事業を実施でき

る仕組みとなっていることから、市町村においては、引き続き各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、真に必要な用具の給付等が適切に行われるようご配慮願いたい。

また、本事業については、事業費が高額となっており、年々増加傾向にあることから、安定した事業運営を図るためには事業実施上の効率化が必要となっているため、市町村においては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に引き続き努められたい。

## 2 障害者の社会参加の促進について

### (1) 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月29日閣議決定)」において、情報アクセス・コミュニケーション保障として、「情報バリアフリー化のための環境整備の在り方」や「障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達方策」について検討することとされ、また、改正法第22条(情報の利用におけるバリアフリー化等)において、「円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じなければならない」、「災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されたように、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災後、被災地に手話通訳者等の派遣、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地の支援本部の活動を支援するなど、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を果たしたところである。

今後も災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

しかしながら、聴覚障害者情報提供施設は、「障害者基本計画(平成14年12月閣議決定)」に基づき、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題をまとめた「重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)」において、全都道府県での設置を目指しているにもかかわらず、平成23年12月末現在、全国で40施設(指定都市を含む。)の設置に留まっている。平成24年度は重点施策実施5か年計画の最終年度となるため、聴覚障害者情報提供施設が未設置の道府県においては、早期に設置されるようお願いしたい。

### (2) 障害者IT総合推進事業について

情報バリアフリー化については、「重点施策実施5か年計画」において、ITの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者によるITの利用・活用の機会拡大を図り、障害者

の社会参加を一層推進するため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う「障害者IT総合推進事業」の一層の充実をお願いするとともに、来年度が計画の最終年度であるので、未実施の県においては積極的に事業化されるようお願いしたい。

### (3) 盲ろう者向け福祉施策について

#### ① 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、全都道府県において実施しているところである。

平成23年10月1日から重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスである「同行援護」が施行されたが、ご承知のとおり、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、都道府県地域生活支援事業の一つである「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において、利用者に対する適切なアセスメントにより、引き続き実施する必要があるため、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、地域生活支援事業の特別支援事業として「盲ろう者社会参加等促進事業」、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」及び「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」等の推進を重点課題として、優先的に支援することとしているので、各都道府県においては、これらの事業を有効に活用し、盲ろう者の社会参加の一層の推進を図りたい。

#### ② 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施について

平成22年度及び平成23年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンター内にて、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、現在、盲ろう者支援のための生活訓練等マニュアルを作成しているところである。

平成24年度予算案においては、モデル事業で作成した生活訓練等マニュアルを用いて地域の施設等において生活訓練等を行い、その成果の検証を行うとともに、本格的な事業化に向けての検討を行うこととしている。

本事業の実施等に当たっては、各都道府県等からの情報提供などの協力をいただくこともあるため、その際はよろしくお願いしたい。

### (4) 障害者スポーツ、文化芸術活動の振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、国民の障害への理解と認識をさらに深めるものである。

特にスポーツについては、「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」が平成23年6月24日に公布、平成23年8月24日に施行されたところであり、このスポーツ基本法では、新たに基本理念として、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極

的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じて必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされている。

各都道府県においては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携の上、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成、選手団の派遣等に配慮するとともに、都道府県及び市町村においては、今後、文部科学省を中心に策定される「スポーツ基本計画」を参酌して、障害者スポーツの推進を含めた「地方スポーツ推進計画」の策定を検討することとなるので、教育委員会やスポーツ担当部局等と十分に連携を図られるようお願いしたい。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業については、平成24年度末までの1年間に限り延長し、引き続き「地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組みを行う事業」として、「障害者スポーツ特別振興事業」や「体育館等バリアフリー緊急整備事業」をメニュー化することとしているので、各都道府県においては、本事業の積極的な活用併せて、障害者スポーツに対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

なお、平成24年度予算案においては、パラリンピックやデフリンピックといった世界大会でのメダル獲得に向けたトップレベル選手に対する特別強化を目的とした総合国際競技大会指定強化事業の一層の充実を図ることとしている。

また、障害者芸術・文化祭については、平成13年度より、都道府県と共催で毎年、都道府県の持ち回りで開催しているところであるが、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会のように、国民文化祭と障害者芸術・文化祭の連携を図ることにより、大きな効果が期待できることから、平成28年度から両事業を同年度に開催することを原則とすることを予定している。

#### 〈参考〉

平成24年度の主な障害者スポーツ大会等について

- ① 「ロンドン2012パラリンピック競技大会」への選手団の派遣  
(開催期間：平成24年8月29日(水)～9月9日(日))
- ② 「2013年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・平昌」への選手団の派遣  
(開催期間：平成25年1月26日(土)～2月6日(水))
- ③ 「第12回全国障害者スポーツ大会(ぎふ清流大会)」の開催  
平成24年度は、岐阜県において標記の大会が開催される予定である。  
(開催期間：平成24年10月13日(土)～10月15日(月))
- ④ 「第12回全国障害者芸術・文化祭さが大会(仮称)」の開催  
平成24年度は、佐賀県において標記の大会が開催される予定である。  
(開催期間：平成24年11月23日(金)～25日(日)を予定)

(5) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催する他、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えた施設である。

（詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。）

各都道府県においては、積極的な施設利用及び関係機関への周知について、引き続きご協力をお願いしたい。

併せて、平成24年度においては、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」に加えて、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材の養成を行うことを予定しているため、本研修への積極的な参加及び関係機関への周知をお願いしたい。

(6) 行政機関における障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、延長予定である基金事業を活用した情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）が平成23年8月5日に公布・施行され、第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層のご配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

[参考1] 内閣府HP

○ 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>

○ 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」  
<http://www.mlit.go.jp/common/000043355.pdf>

#### (8) 身体障害者補助犬の普及啓発について

平成24年度は身体障害者補助犬法施行10周年であるが、補助犬の同伴を受け入れる義務がある不特定かつ多数の人が利用する民間施設等において、受け入れが拒否される事例があるなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況が見受けられるところである。

こうした状況を踏まえ、補助犬に関する国民の理解をより一層促進するため、平成22年11月に、新たに補助犬普及啓発用のポスター、リーフレット、ステッカーを作成し、各都道府県等に配布したところである。

各都道府県等においては、掲示、配布を行っていただくほか、職場研修等で使用していただき、その周知徹底を図られるようご協力をお願いしたい。

なお、リーフレット、ステッカーについて再配布の必要がある自治体におかれては、個別に依頼されたい。

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

### 3 補装具について

#### (1) 補装具費の基準額の改定について

平成24年度は補装具費の基準額改定を予定している。現在、補装具の価格等に係る実態調査を実施しているところであるが、具体的な内容が決まり次第お示しすることとしている。

#### (2) 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係について、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費として支給して差し支えないこととしている（平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）ので、適用に当たっては、障害者の年齢のみによって介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を判断の上、適切な取扱いが行われるようお願いしたい。

# 障害福祉課/ 地域移行・障害児支援室

## 1 障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しについて

障害者自立支援対策臨時特例基金については、障害者自立支援法の円滑な実施を図ること等を目的として、平成18年度に各都道府県に基金を造成し、平成23年度を期限として各種事業を行ってきたところである。

今般、平成23年度第4次補正予算案においては、新体系移行後のソフトランディングとして、事業運営の安定化を図るための支援や設備等の基盤整備、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正法（以下、「一部改正法」という。）の円滑施行のための支援として、自治体における給付費支払システムの改修等を実施するため、基金の積み増し及び平成24年度までの期間延長を行うこととしている。

各都道府県におかれては、この基金の趣旨を踏まえ、積極的に活用していただき、障害者の地域生活の支援に取り組んでいただくとともに、平成24年4月に一部改正法が完全施行されることから、当該基金事業については24年度内にすべて完了するよう留意されたい。

# 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業について

(平成23年度第4次補正予算要求)

《積み増し額：115億円、 延長期間：平成24年度末までの1年間》

## 【趣 旨】

### □ 新体系移行後のソフトランディング

平成24年度から新体系移行が完全実施されることに伴い、新体系移行後に減収となった障害福祉サービス事業所に対し事業運営の安定化を図り、新体系移行後のサービスの基盤整備を行う。

### □ 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正の円滑施行等

法改正に伴い必要となる自治体のシステムの改修等、相談支援事業所の立ち上げに必要な設備整備等を行う。

## 【事業内容】

### □ 新体系定着支援事業 [50億円]

・新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、新体系移行後のソフトランディングを支援する事業。

### □ 障害者自立支援基盤整備事業 [37億円]

・既存施設等が新体系に移行した場合等に必要となる就労支援事業所等の設備整備、備品購入等の経費に対し助成し、障害福祉サービスの基盤整備を図る事業。

### □ 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 [10億円]

・障害者自立支援法等の改正に伴って必要となる自治体のシステム等の開発・改修事業。

### □ 相談支援体制の充実・強化事業、その他 [18億円]

・相談支援体制充実の強化事業（相談支援事業所の立ち上げ等の設備整備や訪問による地域の障害者に対する支援など）  
地域移行の推進に資する事業（障害者を地域で支える体制づくりモデル事業など）

## 【備 考】

- 今年度まで基金事業として実施している「福祉・介護人材の処遇改善事業」、「通所サービス等利用促進事業」、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、報酬への組み込みなどにより、事業の継続的な実施を確保する。

※ 東日本大震災の被災地支援については、既に第3次補正予算で被災地障害福祉サービス基盤整備事業等で15億円を被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に積み増しし、期間を平成24年度末までとした。

## 2 障害福祉関係施設等の整備について

### (1) 平成24年度予算について

障害福祉関係施設の整備については、前年度予算108億円に対し、117億円（以下①～④の合計）を確保したところである。内訳は次のとおり。

一般会計の事業として、

- ① 障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進するため、要求枠として39億円。
- ② 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進するため、特別枠（「日本再生重点化措置」）として22億円。

さらに、児童福祉法の改正に伴い、児童福祉施設の施設体系が変更されたことから、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所について、また、居宅介護事業所、相談支援事業所の整備も新たに補助対象とする。

復興事業（仮称）特別会計（復旧・復興枠）として、

- ③ ア) 災害時に、障害福祉サービス事業所等に障害児・者の緊急受入が可能となる防災拠点スペースの整備  
イ) 障害児・者に配慮した避難所設備の整備  
ウ) 震災に備えた通所施設の耐震化整備  
を推進するため、45億円を平成24年度予算案に計上したところ。

また、

- ④ 都道府県、指定都市が実施する大規模修繕等（※）及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金（一括交付金（11.3億円））の対象とされたところである。

※グループホーム・ケアホーム及び居宅介護事業所、相談支援事業所を除く。

このため、上記③、④については、社会福祉施設等施設整備費の協議対象外となるため、取扱いにはご注意願いたい。③については別途「復興事業（仮称）交付要綱」によりお示しする予定である。④地域自主戦略交付金については、内閣府に対し申請等を行うこととなるが、取扱いについては追ってお示しする予定である。

(2) 障害者自立支援基盤整備事業（障害者自立支援対策臨時特例基金）について  
障害者自立支援基盤整備事業については、新体系移行に係る施設整備項目を除き、グループホーム・ケアホーム及び居宅介護事業所、相談支援事業所（賃貸物件）の改修整備等は、引き続き平成24年度まで補助対象とすることとしている。

(3) 平成24年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について

平成23年度執行にあつては、新体系移行の最終年度等により当初予算額108億円を大幅に上回る協議があり整備費に不足が生じたため、今般の平成23年度第4次補正予算案に所要額約30億円を措置したところであるが、平成24年度の障害福祉関係施設等の整備に係る補助協議については、新体系移行も終了することから、通常の整備については、一般会計予算に計上した61億円の予算の範囲内での執行となるため、採択については大変厳しいものになる。

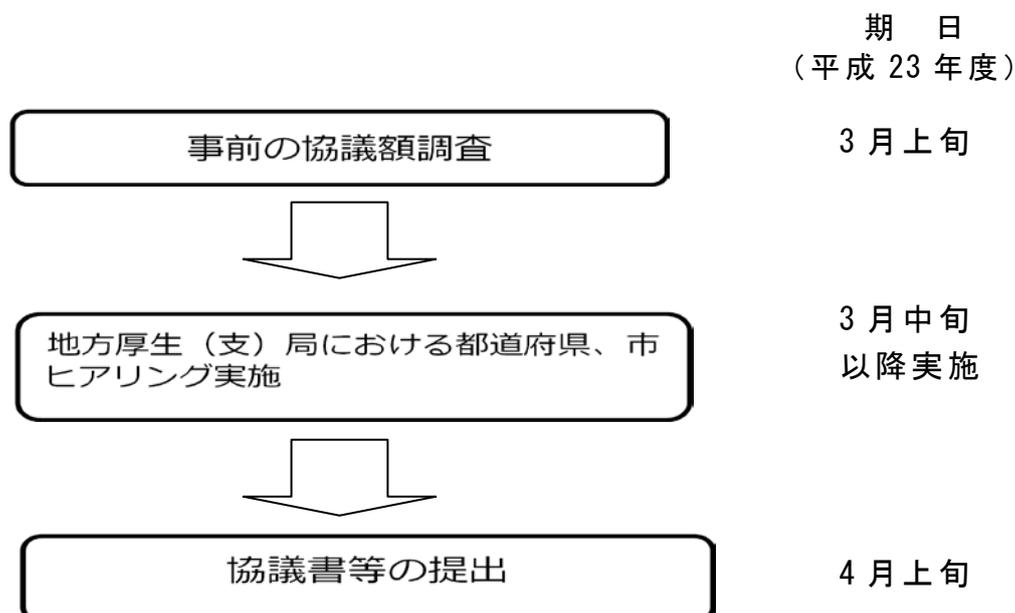
については、真に緊急性・必要性の高い整備に厳選するとともに、(1)で記述したそれぞれの予算枠の趣旨・目的に添って、協議を行うようお願いしたい。

また、入所施設の耐震化整備にあつては、平成24年度までの延長が認められている「社会福祉施設等耐震化臨時特例交付金」を、通所施設においては、新たに復旧・復興枠（特別会計）に計上した「復興事業（仮称）」における障害福祉サービス事業等の耐震化整備をできる限り活用いただきたい。

なお、平成24年度における協議スケジュールについては【別記】にあるとおり、早期執行の観点からご協力願いたい。協議における採択方針等については、別途詳細をお示しすることとしているので、その旨ご留意願いたい。

#### 【別記】

##### ○平成24年度社会福祉施設等施設整備費補助金の協議スケジュール（案）



# 平成24年度予算(案)における社会福祉施設整備費の概要

平成23年度予算 10,800,000千円 → 平成24年度予算(案) 11,733,800千円

## 【要求枠:39億円】

障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。

## 【要望枠(「日本再生重点化措置」):22億円】

基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

## 【復興事業(仮称)特別会計 復旧・復興枠:45億円】

災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所(通所)の耐震化を図る。

## 【地域自主戦略交付金(内閣府に計上:11.3億円)】

これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金(一括交付金)により対応する。

※ 大規模修繕等:既存施設の一部改修や介護用リフト等の建物に固定して一体的に整備する工事。

## (参考)【平成23年度第4次補正予算案】

### ○社会福祉施設整備等の追加財政措置 30億円

社会福祉施設等施設整備費補助金に係る各自治体からの整備計画に対応するための所要額を計上し、障害福祉サービス提供体制の基盤整備を促進する。

### 3 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

#### (1) 支給決定事務における留意事項

訪問系サービスに係る支給決定事務については、平成19年4月13日付事務連絡「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応いただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準)を定めておくことが望ましいこと

イ 国庫負担基準は個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないこと

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず全ての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、いわゆる「非定型ケース」(支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合)として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

さらに、介護保険制度を利用できる障害者についても、介護保険法を優先的に適用する一方で、必要なサービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乘せしてサービスを支給することが可能となっているので、適切な運用をお願いするとともに、管内市町村にその旨周知いただきたい。

#### (2) 居宅介護におけるサービス1回当たりの利用可能時間数

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護については、サービス1回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また目安として、サービス1回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス1回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、一人ひとりの事情を踏まえた決定をすることが必要であることに留意されるとともに、管内市町村にその旨周知いただきたい。

## 4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

### (1) 短期入所サービスの整備促進

#### ①医療機関で行う短期入所サービスの整備促進

いわゆる医行為を必要とする重度の障害者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取る際に短期入所サービスの充実を図っていくことは極めて重要である。

このため、障害福祉関係施設だけではなく、医療機関においてもいわゆる「医療型ショートステイ」として短期入所サービスの実施を可能としているところであるが、平成23年10月1日現在、4,239か所の指定短期入所事業所のうち、医療機関における指定短期入所事業所数は276か所と少ない状況である。

このような状況を受け、地方分権一括法の施行に伴う障害者自立支援法施行規則の改正において、平成24年4月から法人格を有さない医療機関についても、短期入所の指定を受けることができることとしたところであり、また、平成24年度報酬改定においても、医療型ショートステイに関して、超重症心身障害児・者等の重度者を受け入れた場合の加算の創設等を検討しているところである。

各都道府県におかれては、地域のニーズを踏まえ、いわゆる医行為の必要な障害者の方々に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

#### ②単独型の短期入所サービスの整備促進

指定短期入所のうち、併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所については、単独型事業所として、指定障害者支援施設等入所施設以外の様々な事業所において行うことが可能である。

単独型事業所については、先の報酬改定において、指定要件の明確化を図るとともに、経営の安定を図るため「単独型加算」を創設したところであり、平成24年度報酬改定においては、単独型加算の引き上げについても検討しているところである。

また、指定短期入所事業所の設置を進めるため、平成22年度から社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象として、新たに単独型事業所を追加したところである。

第2期障害福祉計画では、短期入所の平成23年度整備目標が4万人分であるのに対し、平成23年8月の利用実人員は約3.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。都道府県におかれては、地域のニーズを踏まえ、この施設整備費補助金や基金事業における「障害者自立支援基盤整備事業」を活用すること等により、単独型事業所のみならず、併設事業所や空床利用型事業所も含め、指定短期入所事業所の整備を進められたい。

(2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

介護職員等によるたんの吸引等の実施については、平成24年4月の法施行に向け、都道府県におかれては研修の実施等の準備を進めていただいているところであるが、引き続き準備を進めていただくようお願いする。

なお、平成24年度予算案においては、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための都道府県研修の実施に関する予算は、社会・援護局の予算に計上されているところであり、都道府県におかれては、平成24年度においても関係部局等と連携を図り、必要な研修を行うことができるよう体制整備等をお願いする。

(3) インフルエンザ等の感染症対策

インフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成23年11月18日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(4) 障害福祉サービス事業者への指導監査等の徹底

障害者自立支援法の施行に伴い、特定非営利活動法人等の新規参入等により障害福祉サービス事業者の数が増加しているところであり、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図るため、法令等に基づく事業実施の確保に向けた取組みの充実強化が求められている。

しかしながら、会計検査院からの指摘や各都道府県における指定取消などに見られるように、依然として不正請求等が発生していることは誠に遺憾である。

については、以下の事項に特に留意の上、管内の障害福祉サービス事業者に対する指導監査に万全を期されたい。

①適正な自立支援給付の実施

管内サービス事業者に対して、虚偽のサービス提供実績記録表が作成されること等が無いよう指導いただくとともに、管内市町村に対しては、制度の周知を図り、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分に審査し、適正な執行が行われるよう徹底されたい。

②不正・不明瞭な会計処理の防止

障害福祉サービス事業者の会計処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることとしているところであり、都道府県等におかれては、この点を十分に踏まえて、不正・不明瞭な会計処理が行われないよう指導監査等の徹底に努められたい。

### ③障害者自立支援給付費負担金の適正な執行

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成23年11月に国会へ提出された平成22年度決算検査報告において、

- ・対象外経費を計上する
- ・対象経費を二重に計上する

等により、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

また、障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の執行に関しても、

- ・控除対象となる徴収金の算定において、扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた徴収金ではなく、実際に扶養義務者等から収納した額によって算定していた

等により、本負担金の経理が不適切と認められるとの報告がなされたところであり、各都道府県におかれては、事務処理についてご留意の上、本負担金の適正な執行に努められたい。

#### (参考)

会計検査院HP：

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/ch3\\_p1\\_11.html](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/ch3_p1_11.html)

#### (5) その他

民家などを活用した小規模で家庭的な雰囲気の中で、高齢者、障害者や児童などに対して、一人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを行う取組みが地域の創意工夫のもとに実施されているところである。

現行制度において、こうしたいわゆる「宅幼老所」を介護保険の指定通所介護事業所等で運営する場合、介護保険給付に加え、所要の要件を満たせば障害者自立支援法の自立支援給付（基準該当生活介護等）や乳幼児の一時預かりに対する運営費の補助をそれぞれの制度から受け取ることも可能であることから、各都道府県におかれては、管内市町村に対し、こうした取組みや各種支援制度の活用を周知していただき、地域の実情に応じた創意工夫ある取組みの普及促進を図られたい。